

広報とやま 令和3年(2021年)11月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

18歳から大人！

民法改正により、令和4年4月1日から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。令和4年4月1日に18、19歳に達している方は、その日から成人となります。

成人なので契約できます

携帯電話の契約やアパートの部屋を借りる、クレジットカードを申し込むなどの契約は、未成年者の場合、親の同意が必要ですが、成人になると、親の同意なしに契約ができます。

成人なので取り消せません

成人になると、未成年者取消権という民法に規定される保護がなくなるため、契約の取り消しができなくなります。
※未成年者取消権…未成年者が親の同意を得ずに契約した場合に、契約を取り消すことができます。

成人したら用心しよう

契約にはさまざまなルールがあり、安易に契約するとトラブルに巻き込まれる可能性があります。契約の知識や社会経験が少ない若者を狙う悪質な事業者もいますので、少しでも「おかしいな」と思ったら、すぐに消費生活センターに相談してください。

相談受付時間 (土) (日) (祝) を含む毎日10:00～18:30 (年末年始およびCiC休館日は除く)

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047